

令和9年度静岡県スクールソーシャルワーカー登録者の募集について

静岡県教育委員会

1 任用条件

次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、4(2)に掲げる職務を適切に遂行できる者を対象とします。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 福祉及び教育の分野において専門的な知識・技術を有する者
- (3) 福祉及び教育の分野において活動経験等の実績がある者のうち、下記4(2)に掲げる職務内容を適切に遂行でき、4(3)及び(4)に示す各種会合に出席できる者

2 令和9年度任用予定人数

50人程度（再度任用する者を含みます。）

3 応募資格

静岡県公立学校スクールソーシャルワーカーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とします。

- (1) 1(1)から(3)の任用条件を満たす者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条等に規定する以下の欠格条項に該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするものを除きます。）を受けていない者
- (4) こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第2条第8項に該当しない者。（特定性犯罪事実該当者でないこと）

※こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪前科がないことを求めます。
このため、あらかじめ、採用選考過程において、電子申請等により、
特定性犯罪前科の有無を確認します。

4 静岡県スクールソーシャルワーカー活用事業の内容

(1) 目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、
教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童
生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援するスクールソーシャルワーカーを
各市町に配置し、教育相談体制の整備・充実を図ります。

(2) 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、静岡県教育委員会、市町教育委員会及び実際に
業務を行う学校の校長の指揮監督の下、事業計画及び要請に基づき、次に掲げ
る業務を行います。

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

イ 問題を抱える児童生徒への必要に応じた支援

ウ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整

エ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援

オ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供

カ 教職員等への研修活動等

キ 県教育委員会、市町教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児
童生徒への支援に関する業務

ク その他市町教育委員会又は派遣された学校の校長が必要と認める業務

ケ 県が主催する研修及びスーパービジョンへの参加

(3) 連絡協議会及びスキルアップ研修会の実施

事業への共通理解を深め、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、
連絡協議会（４月中旬）及びスキルアップ研修会（年間３回程度）を実施します。
各会合への出席を原則とし、実施予定日は連絡協議会でお知らせします。

(4) スーパービジョンの実施

実施する場合は、対象者に原則として出席を求め、対面又はオンライン（Zoom
を使用予定）で実施することを想定しています。また、事前・事後に提出物を求
める場合があります。実施の有無や対象者、実施方法、日程等の詳細については、
連絡協議会等を通じてお知らせします。

5 勤務場所

静岡県内（政令指定都市を除きます。）の市町立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立ふじのくに中学校（磐田本校、三島教室）です。

6 勤務時間

1日6時間以内、週1～4日程度を予定しています。

7 休暇

「公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき、勤務日数及び勤務時間に応じて休暇を付与します。

8 報酬及び旅費

- (1) 報酬額は、静岡県教育委員会の告示により定めます。なお、令和8年度の報酬額は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が時給3,000円、それ以外の者が時給1,500円です。
- (2) 旅費は、自宅を起点として、実費相当額を支給します。

9 服務

地方公務員法第30条から第37条までの規定が適用されます。

10 懲戒処分

地方公務員法に定める服務上の義務に違反した場合は、同法第29条の規定により懲戒処分の対象となることがあります。

11 社会保険の加入

勤務時間等の条件に応じて、社会保険に加入します。

※公立学校共済組合及び静岡県教職員互助組合の加入要件については、別途確認が必要です。

12 災害補償

労働者災害補償保険法の定めによります。

13 申込手続及び提出物

申込みに当たっては、電子申請を行うとともに、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 電子申請（必須）

専用フォームに必要事項を入力し、送信してください。

専用フォームURL

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScjf2LaXU3sKQu-l63Yb0aeEfiwQPbC-Ru-kLvLH-uUq9osfA/viewform?usp=header>



(2) 提出書類

ア 履歴書（A4サイズ1枚）

県ホームページに掲載している指定様式を印刷し、必要事項を記入してください。

イ 選考結果返信用の封筒

長形3号封筒に110円切手を貼り、表面に申請者の住所及び氏名を記入してください。

ウ 資格を証明する書類の写し（新規登録の方のみ）

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者は、資格を証明する書類の写しを提出してください。資格を有していない者は提出不要です。

※資格を取得していない方の提出は不要

(3) 提出方法及び提出先

上記(2)ア～ウを封筒に入れ、郵送又は持参により提出してください。

(郵送の場合)

郵便事故等による未着を防ぐため、特定記録郵便等、郵便物の差出しを確認できる方法による郵送を推奨します。

郵便事故等により書類が届かず、差出しの記録が確認できない場合は、原則として受け付けません。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会義務教育課指導班 SSW活用事業担当 宛

※封筒の表面に「SSW履歴書」と朱書きしてください。

(直接来庁する場合)

静岡県庁西館7階 義務教育課に提出してください。

受付時間は、平日の午前9時から午後4時までです。

(4) 受付期間

令和8年10月16日（金）～令和8年11月6日（金）まで

- ・電子申請は、**令和8年11月6日（金）までに申請が完了**したものを有効とします。
- ・提出書類は、**令和8年11月6日（金）までの消印**があるものを有効とします。

※電子申請及び提出書類のいずれも、**受付期間を過ぎたものは受け付けません**ので、余裕をもって手続きを行ってください。

(5) その他

提出された情報は、スクールソーシャルワーカーの任用に係る検討のため、静岡県内の市町教育委員会と共有します。情報の共有について御了承の上、お申し込みください。

13 県スクールソーシャルワーカーとしての登録

- (1) 原則として、7に定める登録申込手続を完了した方を、静岡県スクールソーシャルワーカー登録者として登録します。ただし、応募資格や資格要件等を満たしていない場合は、登録の対象とならないことがあります。
- (2) 登録期間は1年間です。
- (3) 登録後、諸事情により登録を辞退する場合は、静岡県教育委員会義務教育課へ御連絡ください。

14 新規登録者の面接日程

新規登録者を対象に、次のとおり面接を実施します。

＜実施日及び実施場所＞

● 静東教育事務所管内

日時：令和8年12月9日（水）

場所：静岡県東部総合庁舎（沼津市高島本町1番3号）

● 静西教育事務所管内

日時：令和8年12月8日（火）

場所：静岡県総合教育センター（掛川市富部456番地）

※面接の時間等の詳細は、対象者本人に後日郵送でお知らせします。

15 任用者の決定

- (1) 登録者の中から、静岡県教育委員会と市町教育委員会が協議の上、任用者を決定します。
- (2) 任用に関する結果は、3月中旬を目途に通知します。通知内容は、次のいずれかです。
 - ア 令和9年度スクールソーシャルワーカーとして任用します。
 - イ 令和9年度スクールソーシャルワーカー待機者（欠員が生じた場合の任用候補者）とします。
- (3) 任用者は、静岡県教育委員会に「健康診断書（令和8年度に受診したもの）」を提出してください。提出方法等の詳細は、後日お知らせします。
- (4) 提出された健康診断書の内容から、児童生徒への相談支援活動を行う上で支障があると判断された場合は、任用の対象とならないことがあります。
- (5) 年度途中で欠員が生じた場合は、静岡県教育委員会と市町教育委員会が協議の上、待機者の中から新たな任用者を決定します。

16 その他

- (1) 申込みに当たっては、静岡県ホームページに掲載している「スクールソーシャルワーカー効果的活用のためのQ&A」及び「静岡県スクールソーシャルワーカー初動ステップ」を確認し、静岡県のスクールソーシャルワーカーの職務内容等を理解した上で、手続きを行ってください。

<掲載先URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003759/1003885/1052566.html>

- (2) 申込み等に関するお問い合わせ先

静岡県教育委員会義務教育課 【電話】054-221-3106

